

173  
泉福

憲法9条  
拡大解釈の歴史

1947年5月	日本国憲法施行
50年8月	警察予備隊発足
54年7月	自衛隊発足
91年1月	湾岸戦争勃発。停戦後にペルシャ湾へ掃海艇を派遣
92年9月	国連平和維持活動(PKO)協力法により自衛隊施設部隊をカンボジアへ派遣
99年5月	自衛隊の対米支援の内容を定めた周辺事態法成立
2001年10月	米中樞同時テロに対する米軍などの軍事行動を後方支援するテロ対策特措法が成立
03年7月	イラクに自衛隊を派遣するイラク復興支援特措法が成立
14年4月	防衛装備移転三原則を閣議決定
15年4月	日米防衛協力指針を再改定
9月	集団的自衛権を行使できる安全保障関連法が成立
16年3月	安保法が施行

9条繰り返された拡大解釈

安倍政権目立つ軽視

戦力不保持などを定めた憲法九条は、時の政府による拡大解釈が繰り返されてきた。

憲法の施行から三年後の一九五〇年、朝鮮戦争に出兵した日米軍に代わり国内の治安維持を担当するとして警察予備隊が発足。実際は軍事組織で、違憲訴訟も起きていた。

五二年の保安隊への改組を経て、国防を任務とする自衛隊が五四年に発足。専守防衛を掲げ「必要最小限度の実力組織」とされた。

九一年の湾岸戦争停戦後、初の海外派遣として海上自衛隊がペルシャ湾で機雷掃海を実施。以後、自衛隊の海外派遣が繰り返されている。国連平和維持活動(PKO)のほか、イラク戦争の際の復興支援活動、アフガニスタン戦争を受けたインド洋での給油活動な

ど日米同盟を意識した派遣が少なくない。

安倍政権下では、九条を軽視するような外交・安保政策が加速。安全保障関連法の成立以外にも、日米防衛協力のための指針(ガイドライン)を再改定して世界規模で米軍を支援できる枠組みを整えたり、武器輸出を事実上解禁する「防衛装備移転三原則」を閣議決定したりした。